

3. 地域資源の保全

地域に残る歴史的な価値のある建築物などは、まちの歴史を伝える大切な財産であり、地域の景観をより印象的なものにする重要な役割も担っています。

こうした地域資源を守り、歴史や文化を大切にしたい魅力あるまちなみが形成されるよう、歴史的建築物の保全・活用や、まちなみの修景に関するご相談を受け付けます。併せて、歴史的建築物でないものの新築や改築、改修時における、まちなみの修景に関するものを受け付けます。

また、文化財保護法や藤沢市文化財保護条例、景観法などに基づく制度を活用し、文化的、景観的に重要な建築物などの保全を支援します。

藤沢市旧東海道藤沢宿街なみ修景等に関する補助事業

補助対象	昭和25年(1950年)11月22日以前に建築された町家または蔵 ・外観の保全工事 ・耐震診断、補強設計 ・耐震改修工事 旧東海道や蔵前通りから望見できる門、塀、生け垣および設備機器 修景工事
------	--

その他の支援制度

登録有形文化財（建造物） 根拠法：文化財保護法

要件	築50年以上経過した建造物で、次のようなもの ・国土の歴史的景観に寄与しているもの ・造形の規範になっているもの ・再現することが容易でないもの
補助内容	・修理等の設計監理費補助 ・相続財産評価額一部控除 ・家屋の固定資産税減税

藤沢市指定重要文化財 根拠法：藤沢市文化財保護条例

要件	・意匠的または技術的に優秀なもの ・歴史的または学術的価値が高いもの ・流派的または地域的な特色が顕著なもの
補助内容	・修理・復旧費用の補助

景観重要建造物 根拠法：景観法

要件	・地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもの ・道路など公共の場所から望見されるもの
補助内容	・相続財産評価額を建造物の利用上の制限(一般公開の有無など)に応じて一部控除

相談・問い合わせ

街なみ継承ガイドラインは地域のまちづくりに関する基本的な事項を定めたものであり、地域の皆様が建築物や外構の整備などを行う際には、本ガイドラインにご配慮下さい。

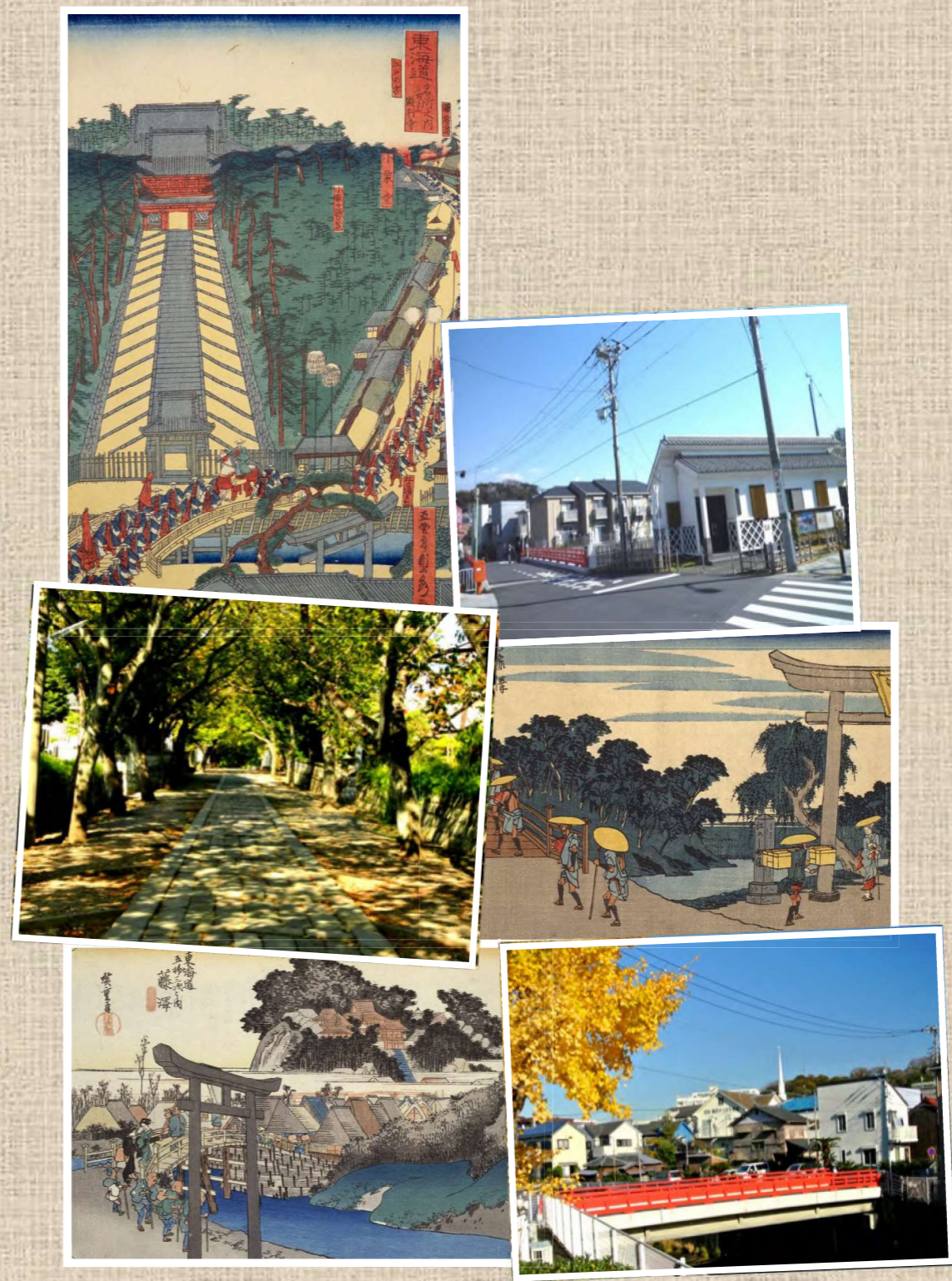
なお、本ガイドラインについてご不明の点、あるいはご相談などがあれば、担当窓口までご連絡下さい。

担当窓口 藤沢市 計画建築部 街なみ景観課
電話 0466-50-3508 (直通)

2023年3月改訂

旧東海道藤沢宿街なみ継承地区

街なみ継承ガイドライン



2015年4月 藤沢市
(2023年3月改訂)



1. 地区指定の目的

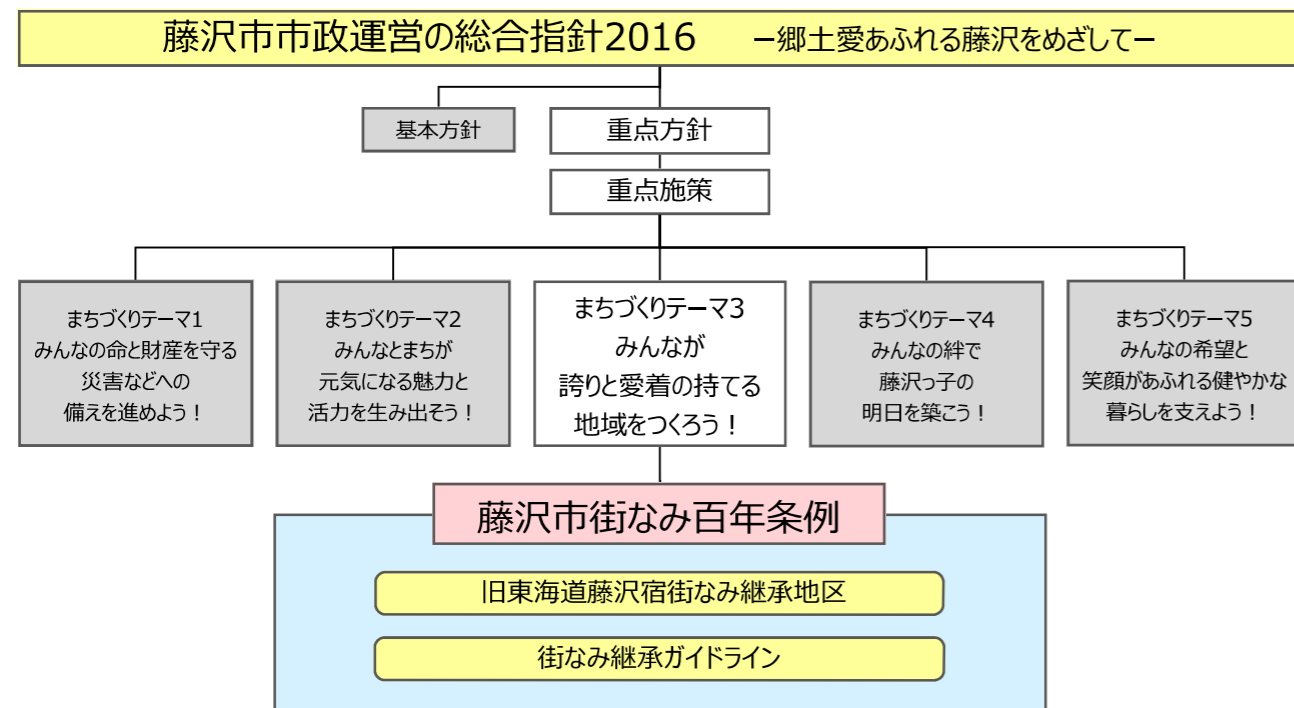
藤沢市では、社会情勢のめまぐるしい変化への対応などのため、市の長期的な計画である「総合計画」に替わる新しい仕組みとして、「藤沢市市政運営の総合指針2016 ー郷土愛あふれる藤沢をめざしてー」を策定し、めざす都市像や基本目標を長期的な視点から示した「基本方針」と、この3年間で喫緊に取り組むべき特に重要な施策を示した「重点方針」を定めました。この「重点方針」である施策の一つとして、「みんなが誇りと愛着の持てる地域をつくらう！」をまちづくりテーマに、歴史的、文化的な資源の保全・継承と景観まちづくりを推進するため、「藤沢市街なみ百年条例」を制定しました。

「藤沢市街なみ百年条例」では、良質な街なみの形成を特に重点的に図る地区を「街なみ継承地区」に指定し、まちの将来像などを示した「街なみ継承ガイドライン」に基づき、市民、事業者、市の協働を通じて、地域の自然、歴史や文化、生活から織りなされる良質な街なみを守り、育て、継承し、より豊かな市民生活の実現を目指しています。

旧東海道藤沢宿街なみ継承地区

旧東海道藤沢宿周辺は、古くから交通の要所となり、戦国時代末期、のちに徳川將軍家専用の宿泊施設となる藤沢御殿が築かれました。江戸時代に入ると、旧東海道6番目の宿場町として整備が進み、時宗総本山清浄光寺（通称：遊行寺）の門前町として、また、江の島参詣、大山参詣の中継地として、たくさんの人でにぎわい、藤沢の中心地として栄えました。

こうした歴史や文化が集積している地域を街なみ継承地区として指定し、魅力あるまちづくりに取り組めます。



3) 案内板・サイン

案内板などのサインは、まちを分かりやすくするとともに、歴史や伝説などを紹介し、歩く楽しみを提供します。また、施設や店舗で独自に設ける誘導サインも、色彩や高さに統一感を持たせることで、まとまりあるまちなみを生み出します。

案内板設置に関する基本事項

- ・視覚障がい者誘導用ブロックや歩行者の円滑な移動、他の交通標識の視認の妨げにならない位置に設置します。また、誘導サインは駅などの交通結節点や主要な交差点から視認できる位置に設置し、目的地までの距離を併記します。
- ・使用する色は8ページの「1.歴史を感じる風景づくり 1)まちなみ ②色彩の配慮」に準ずるものとするほか、建築物や地域で使われている素材との調和に配慮したものとします。
- ・表記する文字は読みやすい書体、大きさとし、離れた位置からの見やすさに配慮します。
- ・橋、信号機や道路標識、街路樹、電柱、路上に設置する変圧器などには、貼り札や貼り紙、立て看板などを掲出しません。



分かりやすい方向表示



路面標示の例

4) 情報発信・提供

地域の魅力は、歴史を伝える史跡や祭り、そこで生活する市民だからこそ知っているお店や名物など、多岐にわたります。また、まちづくりの取り組みそのものが、多くの人の関心を引く要素になることがあります。市民、事業者、市それぞれが情報発信の担い手となり、地域の魅力を伝える情報、それらを分かりやすく伝える画像、映像などの資料を共有しながら、地域の魅力を発信します。

また、地域を訪れた人々が、地域の情報を容易に取得し、休憩できる場として、ふじさわ宿交流館を活用し、積極的な情報の発信・提供を進めます。

